

使用料・手数料の見直し方針

令和3年9月

1 使用料・手数料の見直しに関する基本的な考え方

(1) 受益者負担の原則

行政サービスを利用する方と利用しない方との負担の公平性を図るため、受益者負担の原則に基づいた見直しを進めます。

(2) 算定方法の明確化

受益者に応分の負担を求めるため、料金の算定根拠を明らかにし、行政コスト（原価）に基づく統一的な料金算定方法を定めます。

(3) 見直しの対象とする使用料・手数料

原則としてすべての使用料・手数料を見直しの対象としますが、原価計算に基づく料金算定が適切でないと考えられる以下のものについては、別の方法により料金算定を行います。

①法令等により標準となる手数料が定められているもの

【例】戸籍関係手数料、自動車臨時運行許可手数料等

②法令等により標準となる使用料等の額、あるいは算定方法が定められているもの

【例】道路占用料、住宅使用料、保育料等

③個別に検討が必要なもの

【例】農道空港使用料、フィッシャリーナ使用料等

(4) 消費税の取り扱い

①使用料

使用料については、その全額が消費税の課税対象となります。（ただし、非課税取引に規定されている、土地の使用に係る期間が1月以上である土地の貸付等は除く）

原価算定は税抜き価格で積算し、使用料の総額に対して消費税を計算します。

②手数料

手数料については、消費税法第6条別表1の5に該当するものは消費税が非課税となり、これに該当しないものは課税となります。

消費税が非課税となる手数料の原価算定は、税込み価格で積算し、総額に対して消費税を計算しません。

消費税が課税となる手数料の原価算定は、税抜き価格で積算し、手数料の総額に対して消費税を計算します。

(5) 経費節減の取組み

人件費や維持管理経費が原価計算の基礎となることから、可能な限り業務の見直しや効率化により経費節減に努め、原価の削減を図ります。

(6) 定期的な見直しの実施

町民ニーズや社会経済情勢の変化により、行政サービスの提供方法や経費等にも変化が生じることから、使用料・手数料全体の見直しを概ね4年ごとに実施し、必要が生じた場合には随時見直しを行います。

2 原価の計算方法

(1) 対象とする経費の範囲

原価に算入する経費は人件費及び物件費とし、大規模な修繕費や高額な備品購入費などは対象外とします。

経費の区分		説明
人件費		職員給料、会計年度任用職員報酬等
物件費	需用費	消耗品費、燃料費 [※] 、光熱水費、修繕費等
	役務費	保険料、手数料等
	委託料	点検委託料、施設管理委託料等
	使用料・賃借料	借上料等
	備品購入費	備品購入費

※暖房を使用する場合には割増率が設定されているため、暖房費は除きます。

(2) 使用料の原価

①貸室等（会議室・ホール等）の場合

一定のスペースを利用者に提供する施設は、次の算式により原価を計算します。

$$\text{原 価} = \text{1 m}^2\text{当たりの1時間単価} \times \text{貸出面積}$$

$$\text{1 m}^2\text{当たりの1時間単価} = \frac{\text{(人件費+物件費)}}{\text{(年間開館時間数} \times \text{目標稼働率}^{\text{※}})} \div \text{貸出総面積}$$

※目標稼働率は一律50%とします。

②個人利用施設（体育館等）の場合

不特定多数の個人が同時に利用する施設は、次の算式により原価を計算します。

$$\text{原 価} = \frac{\text{(人件費+物件費)}}{\text{年間利用者数}}$$

(3) 手数料の原価

役務の提供を受ける手数料は、次の算式により原価を計算します。

$$\text{原 価} = \text{1分当たりの人件費} \times \text{処理時間(分)} + \text{1件当たりの物件費}$$

(4) その他

上記のいずれにも適さない場合は、受益者負担の原則に基づいた適切な方法により原価を計算します。

3 料金改定について

(1) 改定対象

算定された原価と現行の料金を比較し、おおむね10%以上の乖離が生じているものを改定の対象とします。

(2) 激変緩和措置

急激な値上げによる町民生活への影響に配慮した激変緩和措置として、以下のとおり改定上限率を設けます。

区 分	改定率
原価が現行料金の3倍以上のとき	30%
原価が現行料金の2倍以上、3倍未満のとき	20%
原価が現行料金の1.1倍以上、2倍未満のとき	10%
原価が現行料金の1.1倍未満	据置

(3) 近隣市町村との比較

近隣市町村の料金と比較して、料金の均衡を図ることが望ましいものは、必要に応じて調整を図るものとします。

(4) 改定の単位

利用者の利便性及び料金取扱事務の効率性を勘案し、料金改定の単位は以下のとおりとし、単位未満の端数がある場合は切り捨てることとします。

①使用料の場合

区 分	改定の単位
1,000円未満	10円
1,000円以上	100円

②手数料の場合

区 分	改定の単位
100円未満	10円
100円以上10,000円未満	100円
10,000円以上	1,000円

(5) 町民への周知

料金の改定にあたっては、十分な周知期間を設け、広報・ホームページ等による積極的な周知を図り、円滑に改定が実施されるよう万全を期すものとします。